

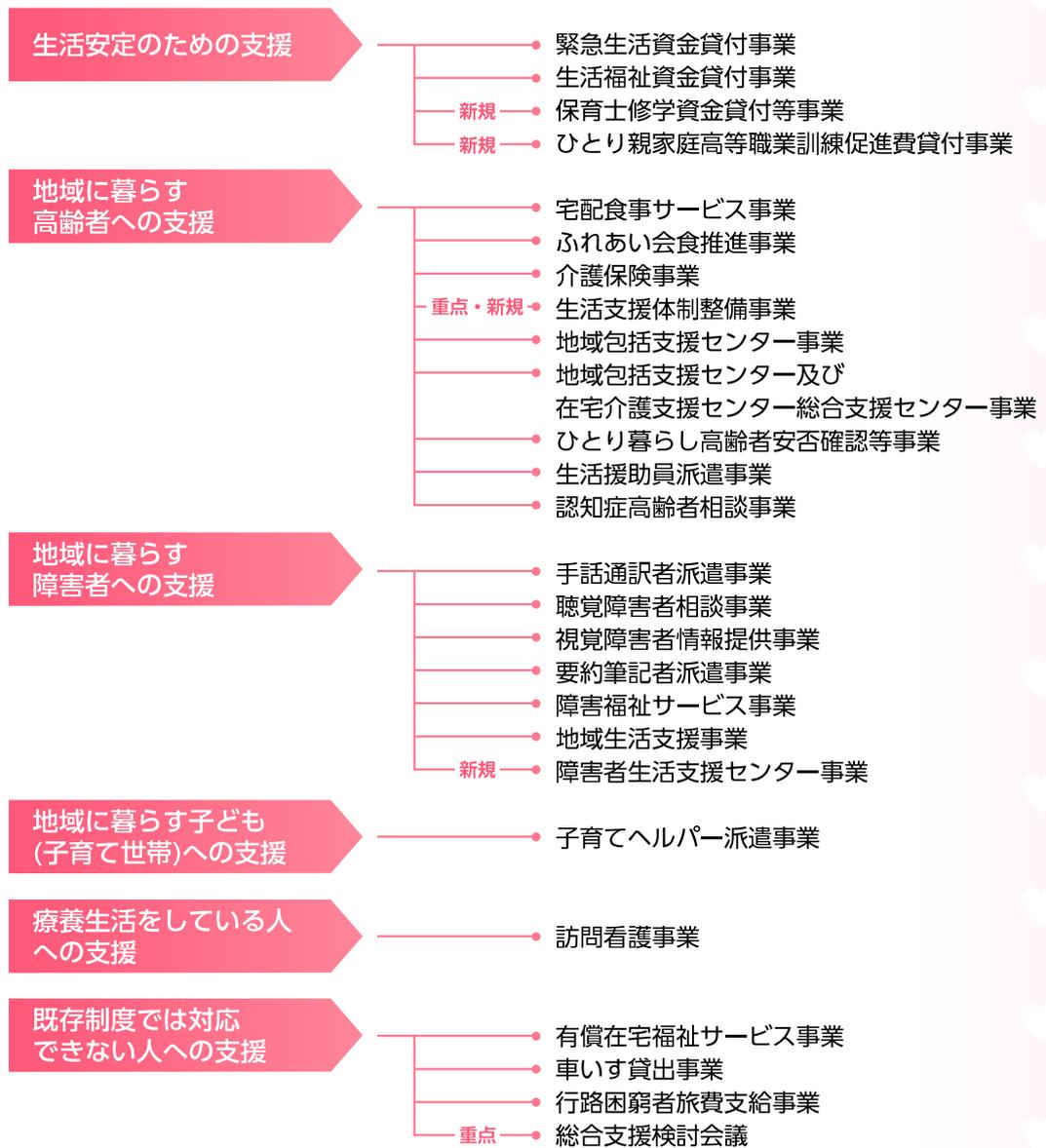
基本目標②

住民個々に対する福祉サービスの充実

安心して暮らす、そのためには住民一人ひとりの状況や必要に応じ、適切な福祉サービスが提供される環境を整備していくことが不可欠です。

社会情勢等の変化により変わってくる住民から寄せられる情報・要望や潜在化している地域の多様な生活課題を受け止め、ニーズにあったサービスを企画、開発、提言する機能を拡充し、さいたま市をはじめ、福祉・医療等の各種関係機関や住民と連携し、推進していきます。

推進項目体系



【第2次計画との変更点】

※「障害者生活支援センター事業」 平成26年度より実施

※「生活支援体制整備事業」 平成27年度より実施

※「地域包括支援センター及び在宅介護支援センター総合支援事業」

→「地域包括支援センター及び在宅介護支援センター総合支援センター事業」 平成29年度より事業名変更

※「保育士修学資金貸付等事業」 平成28年度より実施

※「ひとり親家庭高等職業訓練促進費貸付事業」 平成28年度より実施

※「難病患者等ホームヘルプ派遣事業」 平成25年度廃止(障害福祉サービス事業へ移行)

※「要約筆記奉仕員派遣事業」→「要約筆記者派遣事業」 平成26年度より事業名変更

※「地域包括的支援事業」→「地域包括支援センター事業」 平成29年度より事業名変更

※「支援検討会議」→「総合支援検討会議」 平成29年度より事業名変更

住民が安心して暮らせるよう、生活安定のための各種支援を行います。

No.
13

事業名称 緊急生活資金貸付事業

区分 継続

事業の内容

不測の出費等により一時的に生計の維持が困難になった世帯に対し貸付を行い、生活の安定と福祉の向上を図ります。

今後の取り組み

- ①関連する他制度の動向を確認しながら、事業を継続的に実施していきます。
- ②適切な支援に繋げるため、民生委員や自立相談支援機関をはじめとする関係機関等と連携しながら、相談者及び借受世帯が抱える生活上の課題の把握や生活支援を行っていきます。
- ③特例貸付の目的や継続実施の基準について整理します。

【見直し(平成34年度)までの年次計画】

年次計画	平成29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
①実施						
②実施						
③整理						

No.
14

事業名称 生活福祉資金貸付事業

区分 県社協受託

事業の内容

他からの借入れが困難な低所得世帯、高齢者世帯、障害者世帯に対し貸付を行い、生活の安定と経済的自立を図ります。

今後の取り組み

- ①自立相談支援機関との役割分担や連携方法について、委託元の埼玉県社会福祉協議会や自立相談支援機関と協議していきます。
- ②継続して実施していく体制を整備するための交付金等について埼玉県社会福祉協議会と引き続き、協議していきます。
- ③関係機関等と連携しながら、相談者及び借受世帯が抱える生活上の課題の把握や生活支援を行っていきます。

【見直し(平成34年度)までの年次計画】

年次計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
①協議						
②協議						
③実施						

No.
15

事業名称 **保育士修学資金貸付等事業**

区分 **新規**

新たに対応するニーズ

保育所入所待機児童の解消や保育を必要とする全ての子どもたちが質の高い保育を受けられる環境を構築するには、保育人材の確保を推進する必要があるため、保育士資格の新規取得者の確保、保育士の負担軽減と離職防止、潜在保育士（保育士資格を有するが保育士として勤務していない方）の再就職を図ることを目的に資金の貸付を行います。

事業の内容

指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す方に対し、修学資金等の貸付を行います。

保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者に対し、保育補助者の雇い上げに必要な費用の貸付を行います。

潜在保育士が保育士として保育所に勤務することが決定した場合、再就職の準備に必要な費用の貸付を行います。

今後の取り組み

- ①市及び指定保育士養成施設と連携しながら、保育士資格の取得を目指す方に対し、修学資金等の貸付を行います。
- ②市と連携しながら、保育士の雇用管理改善等に積極的に取り組んでいる保育事業者に対し、保育補助者の雇い上げに必要な費用の貸付を行います。
- ③市と連携しながら、潜在保育士が保育士として保育所に勤務することが決定した場合に必要な費用の貸付を行います。
- ④各貸付金の債権管理を行います。

期待される効果

保育士資格の取得を目指す方に対する修学資金等や保育補助者の雇い上げに必要な費用、潜在保育士の再就職のための準備に必要な費用の貸付を行うことで、保育士資格の新規取得者の確保、保育所等における保育士の負担の軽減と保育士の離職防止、潜在保育士の再就職支援が図られます。

【見直し(平成34年度)までの年次計画】

年次計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
①実施	→					
②実施	→					
③実施	→					
④実施	→					

No.
16

事業名称 **ひとり親家庭高等職業訓練促進費貸付事業**

区分 **新規**

新たに対応するニーズ

経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭の自立を促進するためには、安定した就労による自立の実現が必要であり、ひとり親家庭の親の資格取得のための修学を容易にし、資格取得を促進することを目的に資金の貸付を行います。

事業の内容

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金・就職準備金の貸付を行います。

今後の取り組み

- ①市と連携しながら、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金及び就職準備金の貸付を行います。
- ②貸付金の債権管理を行います。

期待される効果

就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、資金の貸付を行うことで、修学を容易にすることにより、資格の取得とひとり親家庭の自立の促進が図られます。

【見直し(平成34年度)までの年次計画】

年次計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
①実施	→					
②実施	→					

地域に暮らす高齢者が安心して暮らせるよう、各種支援を行います。

No.
17

事業名称 **宅配食事サービス事業**

区分 市受託

事業の内容

調理や買い物等食事の支度が困難なひとり暮らし高齢者等を対象に、夕食を届け、安否確認を行うとともに、孤独感の解消や健康保持を図ります。

今後の取り組み

- ①利用対象者の見直しやボランティアによる配送の安全実施など、今後の実施方法等について、市と協議し、対応していきます。
- ②市内の社会福祉施設やボランティアなどと連携し、地域密着型の事業展開となるよう努めていきます。

【見直し(平成34年度)までの年次計画】

年次計画	平成29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
①協議	→					
②実施	→					

No.
18

事業名称 **ふれあい会食推進事業**

区分 継続

事業の内容

70歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に、地区社会福祉協議会やボランティア団体の協力を得て、定期的な会食会を実施し、地域と交流を図ることにより、孤独感の解消や閉じこもりの予防、また非常時の支援体制等の推進を図ります。

今後の取り組み

- ①より円滑に事業が行われるように、実施方法等について、検討し、必要に応じて改正していきます。
- ②地域の社会資源である施設等に、会場としての提供や会場までの移手段等について、協働した取り組みを検討します。

【見直し(平成34年度)までの年次計画】

年次計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
①実施	→					
②検討	→					

No.
19

事業名称 **介護保険事業**

区分 **継続**

事業の内容

介護保険法の理念に基づき、住み慣れた地域で生活できるように、在宅の要介護(要支援)高齢者等に対して、居宅介護支援及び訪問介護、訪問看護等の居宅サービスを提供していきます。

今後の取り組み

- ①介護保険における各事業のあり方（人員配置・収益・事業規模等）については、事業（訪問看護・訪問介護・居宅介護支援）ごとに課題を整理し、「新しい総合事業」移行後の影響を含め、事業ごとに検討していきます。
- ②「新しい総合事業」の実施により影響を大きく受ける訪問介護については、情報を把握した上で、その体制等具体的に検討し、対応していきます。また、総合事業開始後に、生活支援・介護予防に関わる地域住民や各種団体との情報共有のあり方について検討を行います。

【見直し(平成34年度)までの年次計画】

年次計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
①整理・検討	→					
②検討		→				

No.
20

事業名称 生活支援体制整備事業

区分 重点・新規（市受託）

新たに対応するニーズ

住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、これまでの地域福祉活動の実績を活かしながら、地域における一体的な生活支援・介護予防サービス（以下、「生活支援等サービス」）の提供体制を整備し、地域包括ケアシステムの構築を推進します。

事業の内容

高齢者の在宅生活を支えるための、地域における生活支援等サービスの提供体制の構築を目的に、資源開発（地域に不足するサービスの創出やサービスの担い手の養成及び活躍する場の確保など）やネットワーク機能（関係者間の情報共有や連携の体制づくりなど）構築に取り組みます。

また、取り組みを実施するために、高齢者生活支援コーディネーターを配置し、その活動を補完する高齢者生活支援推進協議会を運営し、市内の生活支援体制整備の構築を推進します。

今後の取り組み

- ①日常生活圏域の地域特性を活かした資源開発やネットワーク構築を推進するために、第2層協議体運営や第2層高齢者生活支援コーディネーターの活動が円滑に行われるよう、手引きやマニュアル等を作成します。
- ②連絡会や研修等を開催し、第2層高齢者生活支援コーディネーターの孤立予防や質の向上を図ります。
- ③第2層高齢者生活支援コーディネーター及び地域包括支援センターに対して、生活支援体制整備事業に伴う課題解決のために個別の支援を行います。
- ④これまでの地域福祉活動の実績を活かしながら、それぞれの地域の実情に即した生活支援体制が構築できるよう、地区社会福祉協議会等と協働して事業を推進していきます。
- ⑤①～④を円滑に実施していくために第1層高齢者生活支援コーディネーターの配置人数等について、引き続きさいたま市と協議していきます。

期待される効果

地域の特性や実情に応じた担い手養成や地域での活躍の場の確保等を地域福祉活動やボランティア部門等と一体的に行い、高齢者を中心とした生活支援等サービスや関係者間のネットワークにより、地域全体の福祉力の向上が期待できます。

【見直し（平成34年度）までの年次計画】

年次計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
①協議・作成	→					
②支援	→	→	→	→	→	→
③支援	→	→	→	→	→	→
④実施	→	→	→	→	→	→
⑤協議	→					

No.
21

事業名称 地域包括支援センター事業

区分 市受託

事業の内容

南区・岩槻区の一部に居住する高齢者の自立した生活を支援し、生活の質の向上を図るため、介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務等を行います。

また、平成28年4月より第2層高齢者生活支援推進会議及び高齢者生活支援コーディネーターが設置・配置されたことにより、地域包括支援センターの機能強化を図ります。

今後の取り組み

- ①地域支援個別会議等で検討された個別事例を積み重ね、地域支援会議で地域の課題を抽出し、高齢者生活支援推進会議で生活支援サービス等の資源開発について検討し、地域包括ケアシステムの構築を推進します。
- ②高齢者生活支援コーディネーターを中心に、既存の地域資源の把握と整理、ネットワークの構築、資源開発を関係機関と協働して行います。
- ③①、②の課題に対応できる職員の育成を行うため、研修などに積極的に参加を促し、知識・技術の向上を図ります。
- ④これまでの地域福祉活動を活かし、地域住民や関係者と積極的に交流し、顔の見える関係をつくることで地域情報(課題・社会資源)の把握に努め、連携体制を推進していきます。

【見直し(平成34年度)までの年次計画】

年次計画	平成29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
①実施						
②実施						
③実施						
④実施						

No.
22

事業名称 地域包括支援センター及び在宅介護支援センター総合支援センター事業

区分 市受託

事業の内容

地域包括支援センターと在宅介護支援センターの業務の質の向上、平準化等に資する情報提供や調整、相談等の後方支援を行う。高齢者の総合相談及び地域福祉を推進する団体や個人に対して専門的な支援を行います。

今後の取り組み

- ①地域ケア会議等で地域課題を発見し、その地域課題をどのように地域で解決していくかの仕組みづくり(生活支援体制整備事業)を圏域ごとにできるよう支援します。
- ②住民主体の地域活動及び福祉活動についての理解を、地域包括支援センターや在宅介護支援センターを中心にケアマネジャーや介護従事者にも広げていきます。
- ③地域包括支援センターとランチである在宅介護支援センターが連携しやすいよう、業務報告や評価などの変更を含め、広く支援していきます。

【見直し(平成34年度)までの年次計画】

年次計画	平成29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
①支援	→					
②実施	→					
③支援	→					

No.
23

事業名称 ひとり暮らし高齢者安否確認等事業

区分 市受託

事業の内容

在宅のひとり暮らし高齢者を対象に電話で安否を確認するとともに、必要に応じて各種相談に対応し、福祉の増進を図ります。

今後の取り組み

- ①事業対象者、実施回数等、効果的な安否確認を行えるように、引き続き市と協議していきます。
- ②利用者の身体状況や家庭環境が十分に把握できないため、本人の承諾の下、地域包括支援センターやケアマネジャー等の関係機関と連携しながら実施していきます。
- ③地域との連携方法等について、市と協議していきます。

【見直し(平成34年度)までの年次計画】

年次計画	平成29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
①協議	→					
②実施	→					
③協議			→			

No.
24

事業名称 生活援助員派遣事業

区分 市受託

事業の内容

65歳以上の高齢者で要支援・要介護状態になる恐れのある方にホームヘルパーを派遣し、日常生活を営むのに必要なサービスを提供していきます。

今後の取り組み

- ①事業のあり方及び今後の事業内容について、市と協議していきます。
- ②利用者のニーズを把握するとともに、事業を継続して実施していきます。

【見直し(平成34年度)までの年次計画】

年次計画	平成29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
①協議	→					
②実施	→					

No.
25

事業名称 認知症高齢者相談事業

区分 市受託

事業の内容

認知症高齢者等を介護している家族に対し、認知症地域推進員等の専門の職員が電話相談に応じます。また、専門医の面談による個別相談を実施し、対応について関係機関と連携調整を図りながら、認知症の人やその家族を支援します。

今後の取り組み

- ①現状の相談業務を行いながら、業務量の分析と整理を行います。また、必要に応じて市と協議していきます。
- ②権利擁護、精神疾患、多問題を抱える家族からの相談も増えているため、事例検討会等を開催し、関係機関との連携、相談員の質の向上を図ります。

【見直し(平成34年度)までの年次計画】

年次計画	平成29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
①整理・協議	→					
②実施	→					

地域に暮らす障害者が安心して暮らせるよう、各種支援を行います。

No.
26

事業名称 **手話通訳者派遣事業**

区分 市受託

事業の内容

聴覚・音声または言語機能障害のある方（聴覚障害者）の社会参加を促進し、コミュニケーションを円滑に行うため、市が実施する事業や個々の日常生活に関すること等に手話通訳者を派遣し、その福祉の増進を図ります。

今後の取り組み

協力団体と課題を共有し、実施に向けた協議・調整をしながら進めていきます。

- ①発信型の取り組み方法等について、協議し、実施します。
- ②手話通訳者、手話通訳ができる職員のレベルアップ・スキルアップを図り、事業の効率性を上げていきます。
- ③受付時間外のニーズへの対応について整理し、検討していきます。

【見直し(平成34年度)までの年次計画】

年次計画	平成29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
①協議・実施	→					
②実施	→					
③整理・実施	→					

No.
27

事業名称 聴覚障害者相談事業

区分 市受託

事業の内容

聴覚・音声または言語機能障害のある方（聴覚障害者）の日常生活上の各種の相談に応じ、必要な助言や情報提供などを行います。また、手話通訳者などと情報交換や連携を図り、地域の聴覚障害者の支援に努めます。

今後の取り組み

協力団体と課題を共有し、実施に向けた協議・調整をしながら進めていきます。

- ①身近な相談機関としてより多くの方に事業を利用していただくため、協力団体等と連携し、アウトリーチに取り組む方策について検討し、実施していきます。
- ②個別のケース対応を整理し、地域福祉のセーフティネットを広く築く視点で、聴覚障害に特化した相談・連絡体制を整理し、発信していきます。

【見直し(平成34年度)までの年次計画】

年次計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
①検討・実施	→					
②整理・実施	→					

No.
28

事業名称 視覚障害者情報提供事業

区分 市受託

事業の内容

視覚に障害がある方や公的団体等からの依頼により、情報を点訳または音訳することにより、情報の提供を行います。

今後の取り組み

- ①ボランティアグループ（奉仕者）等に調査したうえで、スキルアップ研修の内容を検討し、実施していきます。
- ②相談内容等を記録し、対象者の把握に努めたうえで、事業拡大等について市と協議していきます。
- ③「さいたま市見て歩き」は、新たな活動者の確保もしくはそれに代わる新たな取り組みについて、市と協議していきます。

【見直し(平成34年度)までの年次計画】

年次計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
①検討・実施	→					
②把握・協議	→					
③協議	→					

No.
29

事業名称 要約筆記者派遣事業

区分 市受託

事業の内容

聴覚・音声または言語機能障害のある方（聴覚障害者）の社会参加を促進し、コミュニケーションを円滑に行うため、市が実施する事業や個々の日常生活に関すること等に要約筆記者を派遣し、その福祉の増進を図ります。

今後の取り組み

協力団体と課題を共有し、実施に向けた協議・調整をしながら進めていきます。

- ①事業利用対象者やその周囲に対して、利用促進のためのPRをどのような形で実施できるのかを協議し、実施していきます。
- ②要約筆記者養成機関（市・当事者団体）に対し、市民へのパソコン要約筆記の興味関心を深めるための周知等を積極的に実施してもらうための働きかけを行い、担い手が増えるような取り組みを行っていきます。
- ③パソコン要約筆記者派遣の利用制限の解除、対象者や派遣範囲等を拡大できるかどうかについて見定め、どのようなことが実施できるかを検討し、その時期を決定します。

【見直し(平成34年度)までの年次計画】

年次計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
①協議・実施	→					
②実施	→					
③検討・実施		→				

No.
30

事業名称 障害福祉サービス事業

区分 継続

事業の内容

障害程度区分で区分1～区分6と判定された方への身体介護・家事援助・通院介助、更に視覚障害がある方への外出支援など、日常生活や社会参加のための支援を行い、安心して自立した生活ができるようにします。

今後の取り組み

- ①児童相談所及び保護観察所などの関係機関と更なる連携の強化を図るとともに、組織内においても支援方法等の検討、及び情報共有ができるよう体制を整備します。
- ②個々のニーズに柔軟に対応できるようニーズを把握し、随時、検討を重ねていきます。
- ③必要な人材の確保、及び育成方法等を随時検討し、実施します。

【見直し(平成34年度)までの年次計画】

年次計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
①検討・整備	→					
②把握・検討	→					
③検討・実施	→					

No.
31

事業名称 **地域生活支援事業**

区分 **継続**

事業の内容

社会参加のための支援や安心して地域で生活ができるよう、障害のある方に、外出時の移動支援を行います。

今後の取り組み

- ①個々のニーズに柔軟に対応できるようニーズを把握し、随時、検討を重ねていきます。
- ②必要な人材の確保、及び育成方法等を随時検討し、実施します。

【見直し(平成34年度)までの年次計画】

年次計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
①把握・検討	→					
②検討・実施	→					

No.
32

事業名称 障害者生活支援センター事業

区分 新規（市受託）

新たに対応するニーズ

障害者本人や家族からの身近な相談機関として、障害者の生活ニーズ等を的確に把握し、地域定着支援をはじめ、地域における生活支援、情報提供の他、差別や虐待の通報・相談窓口としての役割を果たしていきます。

事業の内容

南区の一部に居住する障害者及びその家族、支援機関を対象に相談支援を行い、地域での自立と社会参加を促進するために、各種情報の提供や一人ひとりに応じたサービスの利用援助、関係機関との連絡調整などを行います。

今後の取り組み

- ①障害者及び家族の相談支援を行い、地域での自立と社会参加を促進するために、各種情報の提供や一人ひとりに応じたサービスの利用援助、関係機関との連絡調整などを行います。
- ②多様な課題を抱える障害者を中心に、地域の様々な社会資源と連携し、支援環境の整備やネットワークの構築に努めます。
- ③基幹相談支援センターとして、研修会の開催等による地域の相談支援体制の強化など、地域の関係機関と協働して事業を実施します。
- ④相談件数の増加や多様なニーズに対応し支援体制を整えるため、市との協議や相談の分析等を行います。

期待される効果

社会福祉協議会がこれまでに培ってきたネットワークを活かし、障害者やその家族のニーズに応じた柔軟なサービスを、地域の様々な社会資源と連携・協働して展開していくことや、本会が実施する日常生活自立支援事業、法人後見活動、権利擁護スーパーバイズ事業等と併せ、地域における一体的な相談支援体制の拡充が図られます。

【見直し(平成34年度)までの年次計画】

年次計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
①実施						
②実施						
③実施						
④協議・分析						

地域に暮らす子どもが安心して暮らせるよう、各種支援を行います。

No.
33

事業名称 **子育てヘルパー派遣事業**

区分 市受託

事業の内容

妊娠中の方や小学校6年生までの子どもを持つ保護者が、体調不良等のため、家事・育児が困難で昼間、他に家事や育児を行う方がいない家庭または双子以上の多胎児のいる家庭にホームヘルパーが訪問し、家事援助等のサービスを行います。

今後の取り組み

- ①利用者の状況によっては、ヘルパーの派遣にとどまらず、障害福祉サービス利用のための医療機関への受診や手帳取得に関する説明・促し等について、引き続き、市と連携し、実施していきます。
- ②本事業では対応できないニーズ等を共有するとともに、事業のあり方等について市と協議していきます。

【見直し(平成34年度)までの年次計画】

年次計画	平成29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
①支援	→					
②協議	→					

既存の制度を利用するまでの間のサービス等、制度では対応できない人への支援を行っていきます。

また、多問題を抱えている等、新たな生活課題を抱えている世代への支援について、検討していきます。

No.
35

事業名称 有償在宅福祉サービス事業

区分 継続

事業の内容

高齢者・障害がある方・傷病者（ケガ等）で一時的に支援が必要な方に、家事援助、身体介護、外出支援を行うことにより、日常生活の向上・改善を図ります。

今後の取り組み

①介護予防・日常生活支援総合事業の実施に伴い、登録・利用者の増減やニーズの変動が予想されるため、その動向を把握・評価し利用しやすい事業となるよう調整していきます。

【見直し(平成34年度)までの年次計画】

年次計画	平成29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
①把握・調整						

No.
36

事業名称 車いす貸出事業

区分 継続

事業の内容

一時的に車いすを必要とする市内在住等の方に対し、車いすを貸出しすることにより、日常生活上の便宜を図ります。

今後の取り組み

①多くの市民が利用できるよう、利用貸出しの際のパンフレットを作成します。

②利用者の利便性の向上を図るため、地区社会福祉協議会事務所等での貸出しについて検討・調整していきます。

【見直し(平成34年度)までの年次計画】

年次計画	平成29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
①作成						
②検討・調整						

No.
37

事業名称 **行路困窮者旅費支給事業**

区分 **継続**

事業の内容

就業等の目的のため、交通機関を利用して移動途中、不測の事態により旅費に困窮している方に交通費を支給し、移動等の目的達成を支援します。

今後の取り組み

- ①事業内容の見直しについて検討します。
- ②事業対象者が抱える生活上の課題の把握及び解決に向けた視点を持ちながら相談対応を行います。

【見直し(平成34年度)までの年次計画】

年次計画	平成29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
①検討	→					
②実施	→	→	→	→	→	→

No.
38

事業名称 **総合支援検討会議**

区分 **重点**

事業の内容

多問題を抱える世帯など本会の既存の制度で対応できない事例等について協議し、今後の対応や事業の実施方法について検討するため、市社協内にプロジェクトメンバーによる会議を設置し、検討・調整していきます。

今後の取り組み

- ①対応困難なケース等の情報を共有する仕組みをルール化していきます。
- ②総合支援検討会議の開催方法を明確化していきます。
- ③既存の制度やサービスで対応できない福祉課題・生活課題を発見する体制づくりや新たな課題に対応するための新規事業、既存事業のあり方等を協議・検討していきます。
- ④協議・検討した内容に応じ、新規事業や既存事業の見直し等の企画案を作成します。

【見直し(平成34年度)までの年次計画】

年次計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
①検討	→					
②検討	→					
③協議・検討	→	→	→	→	→	→
④作成	→	→	→	→	→	→